

議案第 21 号

寒川町町税条例等の一部改正について

寒川町町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町町税条例等の一部を改正する条例

(寒川町町税条例の一部改正)

第 1 条 寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

附則第 11 項に次の 1 号を加える。

(11) 法附則第 62 条の条例で定める割合 零

附則第 18 項中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、附則に次の 1 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

23 第 7 条の 3 第 7 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

(寒川町町税条例の一部改正)

第 2 条 寒川町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第 11 項第 11 号中「第 62 条」を「第 64 条」に改め、附則に次の 1 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

24 法附則第 60 条第 3 項の条例で定めるものは、所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和 2 年法律第 25 号)第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄とする。

(寒川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 寒川町町税条例等の一部を改正する条例(令和元年寒川町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち、寒川町町税条例附則の改正規定中「第 21 項」を「第 24 項」に、「第 22 項」を「第 25 項」に、「第 20 項」を「第 23 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(第1条関係)寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
<p>制定附則</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p>12～17 (略)</p> <p>18 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第27条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p> <p>19～22 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>制定附則</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(11) 法附則第62条の条例で定める割合 零</u></p> <p>12～17 (略)</p> <p>18 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第27条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p> <p>19～22 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p><u>23 第7条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(第2条関係)寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
<p>制定附則</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>制定附則</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

<p>1～10 (略)</p> <p>11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 法附則第<u>62条</u>の条例で定める割合 零</p> <p>12～23 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>1～10 (略)</p> <p>11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 法附則第<u>64条</u>の条例で定める割合 零</p> <p>12～23 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p><u>24 法附則第60条第3項の条例で定めるものは、所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄とする。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
--	---

(第3条関係) 寒川町町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(寒川町町税条例の一部改正)</p> <p>第3条 寒川町町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>附則第<u>21項</u>を附則第<u>22項</u>とし、附則第15項から附則第<u>20項</u>までを1項ずつ繰り下げ、附則第14項の次に次の1項を加える。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(寒川町町税条例の一部改正)</p> <p>第3条 寒川町町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>附則第<u>24項</u>を附則第<u>25項</u>とし、附則第15項から附則第<u>23項</u>までを1項ずつ繰り下げ、附則第14項の次に次の1項を加える。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(改正附則)

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>